



鳥取県公報

令和2年3月27日（金）
号外第31号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (25) (水産課) 5
	鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例 (26) (道路企画課) 16
	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (27) (空港港湾課) 18
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (28) (会計指導課) 19
	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する 条例 (29) (教育人材開発課) 24
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (30) (病院局総務課) . . . 25
	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (31) (〃) 26
	鳥取県内水面利用調整委員会条例を廃止する条例 (32) (行政監察・法人指導課) . . . 27
	鳥取県地方卸売市場条例を廃止する条例 (33) (販路拡大・輸出促進課) 28

公布された条例のあらまし

◇鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

卸売市場法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県営境港水産物地方卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととする。
- (2) 市場関係事業者について定めた規定について、所要の規定の整備を行う。
- (3) 売買取引及び決済の方法並びに監督について定めた規定のうち不要な規定を削除する等の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和2年6月21日とする。ただし、イの規定は、公布の日から施行する。
 - イ (1)の卸売業務の許可に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができることとする。
 - ウ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

道路構造令の一部が改正され、条例で県道の構造の技術的基準を定めるに当たって参酌すべき基準に、自転車通行帯に係る規定が新たに追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 自動車又は自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車通行帯を設けることができることとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

鳥取東京線の5便化が暫定的に延長されることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取東京線の航空機に係る着陸料の軽減期間は、令和2年10月24日まで（現行 令和2年3月28日まで）とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査及び容器再検査の手数料の標準となる額が定められたことに伴い、これらの検査に関する事務について新たに手数料を徴収する。
- (2) 受益と負担の公平の確保を図るため、豚熱の発生を予防するために行う家畜に対する注射に係る手数料を新たに徴収する。
- (3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部が改正され、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定において、一戸建て住宅以外の住宅の共用部分の性能を基準への適合性の判定に用いない方法が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

ア 圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査及び容器再検査

区分		金額
圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査	内容積150リットル以上500リットル以下の容器	1個につき320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加算した額
	内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1個につき320円
	内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき260円
	内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき160円
	内容積1リットル未満の容器	1個につき150円
圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器再検査	内容積150リットル以上の容器	1個につき320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加算した額
	内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1個につき320円
	内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき260円
	内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき160円
	内容積1リットル未満の容器	1個につき150円

イ 豚熱の発生を予防するために行う家畜に対する注射 1件につき200円

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の認定及び建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定並びに都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料について定めた規定中、一戸建て住宅以外の住宅の共用部分の性能をこれらの基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、これらの手数料の算定に用いる面積から当該共用部分の面積を除くこととする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、令和2年4月1日とする(1)アに関する事項を除き、公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定により、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量その他教育職員の健康及び福祉の確保に関する事項について、適切な管理を行うため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県立中央病院において、悪性腫瘍などの治療により妊^よ娠性が失われると予測される場合に実施する生殖補助医療（以下「医学的適応による生殖補助医療」という。）をより適正に行うため、病院の使用料について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに医学的適応による生殖補助医療に係る使用料を徴収する。

区分		金額
体外受精	採卵	1件につき 44,550円
	採精	1件につき 7,150円
	顕微授精	1件につき 38,500円
	初期胚培養	1件につき 42,900円
	胚盤胞培養	1件につき 56,100円
	凍結未受精卵子を用いた新鮮胚移植	1件につき 35,200円
	未受精卵子凍結保存	1件につき 44,000円
	未受精卵子融解	1件につき 42,900円

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

◇鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県立病院の診療機能の充実強化を図るため、看護師及び医療技術員等の増員を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の定数を1,366人（現行 1,296人）に改める。

(2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

◇鳥取県内水面利用調整委員会条例を廃止する条例

1 条例の廃止理由

漁業権に基づく内水面の利用等に係る争いについて、他の手段により当事者間の調整が図られている現状において今後鳥取県内水面利用調整委員会にあっせんの申請が行われる見込みがないため、鳥取県内水面利用調整委員会を廃止する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県内水面利用調整委員会条例は、廃止する。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県地方卸売市場条例を廃止する条例

1 条例の廃止理由

卸売市場法の一部が改正され、地方卸売市場の開設及び卸売の業務についての許可に関する規定等が削られたことに伴い、条例を廃止する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県地方卸売市場条例は、廃止する。

(2) 施行期日は、令和2年6月21日とする。

条 例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第25号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 市場関係事業者 <u>(第3条—第8条)</u></p> <p><u>第3章 監督 (第9条—第12条)</u></p> <p><u>第4章 市場施設の利用 (第13条—第18条)</u></p> <p><u>第5章 雑則 (第19条)</u></p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第2章 市場関係事業者</p> <p><u>(卸売業務の許可)</u></p> <p><u>第3条 市場において卸売の業務（市場に出荷される水産物について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(仲卸業務の許可)</u></p> <p><u>第4条 市場において卸売業者（第3条の許可を受けた者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第1節 仲卸業者 (第3条—第7条)</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第2節 売買参加者 (第8条—第12条)</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第3節 附属営業人 (第13条—第15条)</u></p> <p><u>第3章 売買取引及び決済の方法 (第16条—第31条)</u></p> <p><u>第4章 監督 (第32条—第35条)</u></p> <p><u>第5章 市場施設の利用 (第36条—第41条)</u></p> <p><u>第6章 雑則 (第42条)</u></p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第2章 市場関係事業者</p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 仲卸業者</u></p> <p><u>(仲卸業務の許可)</u></p> <p><u>第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者）をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうと</u></p>

2 知事は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 略
- (2) 第6条又は第12条第1項第2号の規定により前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- (3)～(6) 略

3 略

(仲卸業務の許可の更新)

第5条 略

(仲卸業務の許可の取消し)

第6条 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項第1号、第3号、第4号又は第5号（資力信用を有しない者に限る。）のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 不正の手段により第4条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 正当な理由がないのに第4条第1項の許可を受けた日から起算して3月以内に仲卸業務を開始しないとき又は3月以上引き続き仲卸業務を休止したとき。
- (4) 略

する者は、規則で定めるところにより、知事（地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 略
- (2) 第7条又は第35条第1項第2号の規定により前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- (3)～(6) 略

3 略

(仲卸業務の許可の更新)

第4条 略

(業務開始等の届出)

第5条 仲卸業者は、仲卸業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第6条 仲卸業者は、事業年度（個人にあつては、1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(仲卸業務の許可の取消し)

第7条 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項第1号、第3号、第4号又は第5号（資力信用を有しない者に限る。）のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 不正の手段により第3条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 正当な理由がないのに第3条第1項の許可を受けた日から起算して3月以内に仲卸業務を開始しないとき又は3月以上引き続き仲卸業務を休止したとき。
- (4) 略

(売買参加者の登録)

第7条 略

第2節 売買参加者

(売買参加者の登録)

第8条 略

2 知事は、前項の登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項の登録をしないものとする。

(1) 第12条又は第35条第1項第3号の規定により前項の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(2) 市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者

(3) 法人で、その業務を執行する役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

(4) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者

(5) 市場において継続的に取引を行う見込みがなく、かつ、卸売業者から卸売を受ける水産物の数量が著しく少ないと認められる者

3 第1項の登録の有効期間は、登録の日から起算して2年を経過した日以後の最初の12月31日までとする。

(売買参加者の登録の更新)

第9条 売買参加者（前条第1項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、同項の登録の有効期間満了の日後も引き続き卸売業者から卸売を受けようとするときは、規則で定めるところにより、同項の登録の更新を受けなければならない。

2 前条第2項（第1号を除く。）及び第3項の規定は、前項の規定による登録の更新について準用する。

(卸売を受けることの廃止の届出)

第10条 売買参加者は、卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第11条 売買参加者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(附属営業の許可)

第8条 略

(売買参加者の登録の取消し)

第12条 知事は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の登録を取り消すことができる。

- (1) 第8条第2項第2号から第4号（資力信用を有しない者に限る。）までのいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 不正の手段により第8条第1項の登録を受けたとき。

第3節 附属営業人

(附属営業の許可)

第13条 略

2 知事は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 卸売市場法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (2) 第15条又は第35条第1項第4号の規定により前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- (3) 法人で、その業務を執行する役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの
- (4) 附属営業を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者

(営業開始等の届出)

第14条 附属営業人（前条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、附属営業を開始し、休止し、再開し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(附属営業の許可の取消し)

第15条 知事は、附属営業人が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第13条第2項第1号、第3号又は第4号（資力信用を有しない者に限る。）に該当することとなったとき。
- (2) 不正の手段により第13条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 正当な理由がないのに附属営業を遂行しな

いとき。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の方法)

第16条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、相対売又は定価売の方法によることができる。

(1) 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している水産物で規則で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない水産物で規則で定めるもののうち、卸売業者があらかじめ相対売又は定価売による旨を表示したものの卸売をするとき。

(2) 災害の発生その他の規則で定める特別の事情がある場合であって、せり売又は入札の方法によることが著しく不適當であると認められるとき。

(3) 第20条第1項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をするとき。

2 卸売業者は、前項ただし書の規定により相対売又は定価売の方法による卸売を行ったときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(販売開始時刻等の周知)

第17条 卸売業者は、市場における卸売のための販売を開始するときは、あらかじめ、その時刻、場所等を関係者に周知させなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(指値のある受託水産物の表示)

第18条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けをした水産物（以下「受託水産物」という。）に指値があるときは、その販売前にその旨を当該受託水産物に表示しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第19条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対

して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、水産物について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第20条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であつて、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。

2 卸売業者は、前項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売を行ったときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(市場外にある水産物の卸売の禁止)

第21条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある水産物以外の水産物の卸売をしてはならない。ただし、市場の周辺の地域において知事が指定する場所にある水産物の卸売をする場合又は知事の承認を得て電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により水産物の卸売をする場合については、この限りでない。

(受託契約約款)

第22条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、速やかに知事に届け出なければならない。当該受託契約約款を変更した場合も同様とする。

(委託手数料)

第23条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託をした者から收受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を知事に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも同様とする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又

は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

3 知事は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

第24条 削除

(受託水産物の検収)

第25条 卸売業者は、受託水産物の受領に当たっては、検収を確実に行うとともに、受託水産物の種類、数量、等級、品質等をその委託をした者に通知しなければならない。

(卸売水産物を買受けた者の明示及び引取り)

第26条 卸売業者は、その卸売をした水産物を買受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた水産物を、速やかに引き取らなければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第27条 仲卸業者は、市場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、仲卸業者が水産物を卸売業者から買い入れることが困難な場合であって、市場における取引の秩序を乱すおそれがないものとして知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(1) 水産物の販売の委託を受けること。

(2) 水産物を卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。

(仕切及び送金)

第28条 卸売業者は、受託水産物の卸売をしたときは、その委託をした者に対し、当該卸売をした日の翌日までに、売買仕切書を送付するとともに、速やかに売買仕切金を送付しなければならない。

2 前項の売買仕切書には、当該卸売をした受託水産物の種類、数量、等級、品質及び価格を正確に記載しなければならない。

(買受代金の支払)

第29条 仲卸業者又は売買参加者は、卸売業者から

<p style="text-align: center;"><u>第3章 監督</u></p> <p>(売買取引の制限)</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p>2 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者（<u>第7条の登録を受けた者をいう。以下同じ。</u>）又は買出人（市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。）が次の各号のいずれかに該当するときは、売買を差し止めることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(報告及び検査)</p> <p><u>第10条</u> 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは附属営業者（<u>第8条の許可を受けた者をいう。以下同じ。</u>）に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求</p>	<p><u>卸売を受けたときは、その水産物の引渡しを受けた日から24日以内に、卸売業者に対し買受代金を支払わなければならない。ただし、買受代金の支払についての特約があるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書の特約は、他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであってはならない。</u></p> <p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p><u>第30条 卸売業者は、毎開場日、卸売を予定している主要な水産物の種類、数量その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の開始時刻までに、指定管理者に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 卸売業者は、毎開場日、卸売をした主要な水産物の種類、数量、価格その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の終了後速やかに、指定管理者に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 卸売業者は、毎月の水産物の取扱状況について、規則で定めるところにより、指定管理者に報告しなければならない。</u></p> <p>(卸売予定数量等の掲示)</p> <p><u>第31条 指定管理者は、卸売業者から前条第1項又は第2項の規定による報告を受けたときは、直ちにその内容を市場内の指定管理者が別に定める場所に掲示するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 監督</u></p> <p>(売買取引の制限)</p> <p><u>第32条 略</u></p> <p>2 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人（市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。）が次の各号のいずれかに該当するときは、売買を差し止めることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(報告及び検査)</p> <p><u>第33条</u> 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは附属営業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若し</p>
---	---

め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは附属営業人の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 略

(改善措置命令)

第11条 略

(監督処分)

第12条 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は附属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処分をすることができる。

- (1) 卸売業者 第3条の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (2) 仲卸業者 第4条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて仲卸業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (3) 売買参加者 第7条の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。
- (4) 附属営業人 第8条の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて附属営業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 知事は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2)～(4) 略

第4章 市場施設の利用

(利用の許可)

くは附属営業人の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 略

(改善措置命令)

第34条 略

(監督処分)

第35条 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は附属営業人が卸売市場法、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処分をすることができる。

- (1) 卸売業者 6月以内の期間を定めて卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- (2) 仲卸業者 第3条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて仲卸業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (3) 売買参加者 第8条第1項の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。
- (4) 附属営業人 第13条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて附属営業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 知事は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

- (1) 卸売市場法、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2)～(4) 略

(物品の品質管理)

第35条の2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、附属営業人及び買出人は、規則で定めるところにより水産物の品質管理を行わなければならない。

第5章 市場施設の利用

(利用の許可)

<p><u>第13条</u> 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p><u>第15条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれに定める処分の取消しを受けたとき。</p> <p>ア 卸売業者 <u>第3条</u>の許可</p> <p>イ 仲卸業者 <u>第4条第1項</u>の許可</p> <p>ウ 売買参加者 <u>第7条</u>の登録</p> <p>エ 附属営業人 <u>第8条</u>の許可</p> <p>(3) 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(過料)</p> <p><u>第18条</u> 詐欺その他不正の行為により<u>第16条</u>に規定する使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章</u> 雑則</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第19条</u> 略</p> <p>別表(第2条の2、<u>第16条</u>関係) 略</p>	<p><u>第36条</u> 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p><u>第37条</u> 略</p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p><u>第38条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれに定める処分の取消しを受けたとき。</p> <p>ア 卸売業者 <u>卸売市場法第58条第1項</u>の許可</p> <p>イ 仲卸業者 <u>第3条第1項</u>の許可</p> <p>ウ 売買参加者 <u>第8条第1項</u>の登録</p> <p>エ 附属営業人 <u>第13条第1項</u>の許可</p> <p>(3) 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p><u>第39条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第40条</u> 略</p> <p>(過料)</p> <p><u>第41条</u> 詐欺その他不正の行為により<u>第39条</u>に規定する使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章</u> 雑則</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第42条</u> 略</p> <p>別表(第2条の2、<u>第39条</u>関係) 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の卸売業務の許可に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「旧法」という。）第58条第1項の規定により知事の許可を受けている者にあつては、新条例第3条の許可を受けたものとみなす。
- 4 新条例第4条第2項第1号の規定の適用については、旧法の規定（改正法附則第31条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により罰金以上の刑に処せられた者は、改正法第1条の規定による改正後の卸売市場法の規定により罰金以上の刑に処せられたものとみなす。
- 5 新条例第4条第2項第2号の規定の適用については、改正前の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条又は第35条第1項第2号の規定により旧条例第3条第1項の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新条例第6条又は第12条第1項第2号の規定により新条例第4条第1項の許可を取り消されたものとみなす。

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第26号

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第4条、第5条関係）		別表第1（第4条、第5条関係）	
区分	基準	区分	基準
車線等	<p>1 車道（副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成すること。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級及び第4種第4級の道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルとすること。ただし、計画交通量が極めて少ない場合で、地形の状況その他の特別の理由があるときは、3メートルとすることができる。</p>	車線等	<p>1 車道（副道、停車帯<u>及び規則</u>で定める部分を除く。）は、車線により構成すること。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級及び第4種第4級の道路の車道の幅員は、4メートルとすること。ただし、計画交通量が極めて少ない場合で、地形の状況その他の特別の理由があるときは、3メートルとすることができる。</p>
略		略	
路肩	<p>1・2 略</p> <p>3 第3種第2級から第4級まで及び第4種の道路で歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）を設けないもの及び歩行者又は自転車の安全を確保するために必要があるものにあつては、前号の規定にかかわらず、路肩の幅員を1メートル以上とすること。</p>	路肩	<p>1・2 略</p> <p>3 第3種第2級から第4級まで及び第4種の道路で歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）を設けないもの及び歩行者又は自転車の安全を確保するために必要があるものにあつては、前号の規定にかかわらず、路肩の幅員を1メートル以上とすること。</p>
自転車通行帯及び自転車道	<p>1 自動車又は自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、<u>自転車通行帯を設けることができること。</u></p> <p>2 自動車及び自転車の交通量が多い道路で歩道を設けるものには、<u>自転車道を設けることができること。</u></p>		
歩道等	1 略	歩道等	<p>1 略</p> <p>2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い道路で歩道を設けるものには、自転車道を設けることができること。</u></p>

	<p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>		<p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p>
略		略	
待 避 所	<p>第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けること。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、長さを15メートルまで縮小することができる。</p>	待 避 所	<p>第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けること。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、長さを15メートルまで縮小することができる。</p>
交 通 安 全 施 設	<p>交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。</p>	交 通 安 全 施 設	<p>交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋、<u>さく</u>、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第27号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、<u>令和2年10月24日</u>までの間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、<u>令和2年3月28日</u>までの間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第28号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(146) 略</p> <p>(147) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第44条第1項の規定に基づく容器検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 繊維強化プラスチック複合容器、<u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器</u>（1に掲げるものを除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(5) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3・4 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(148) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条第1項の規定に基づく容器再検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 繊維強化プラスチック複合容器、<u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器</u>（1に掲げるものを除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(5) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3・4 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(149)～(222) 略</p>	区分	金額	1 略	略	2 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> （1に掲げるものを除く。）		(1)～(5) 略		3・4 略		区分	金額	1 略	略	2 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> （1に掲げるものを除く。）		(1)～(5) 略		3・4 略		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(146) 略</p> <p>(147) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第44条第1項の規定に基づく容器検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 繊維強化プラスチック複合容器又は<u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u>（1に掲げるものを除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(5) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3・4 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(148) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条第1項の規定に基づく容器再検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 繊維強化プラスチック複合容器又は<u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u>（1に掲げるものを除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(5) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3・4 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(149)～(222) 略</p>	区分	金額	1 略	略	2 繊維強化プラスチック複合容器又は <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> （1に掲げるものを除く。）		(1)～(5) 略		3・4 略		区分	金額	1 略	略	2 繊維強化プラスチック複合容器又は <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> （1に掲げるものを除く。）		(1)～(5) 略		3・4 略	
区分	金額																																								
1 略	略																																								
2 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> （1に掲げるものを除く。）																																									
(1)～(5) 略																																									
3・4 略																																									
区分	金額																																								
1 略	略																																								
2 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> （1に掲げるものを除く。）																																									
(1)～(5) 略																																									
3・4 略																																									
区分	金額																																								
1 略	略																																								
2 繊維強化プラスチック複合容器又は <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> （1に掲げるものを除く。）																																									
(1)～(5) 略																																									
3・4 略																																									
区分	金額																																								
1 略	略																																								
2 繊維強化プラスチック複合容器又は <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> （1に掲げるものを除く。）																																									
(1)～(5) 略																																									
3・4 略																																									

(223) 略

(224) 家畜伝染病予防法第6条第1項の規定に基づく豚熱の発生を予防するために行う家畜に対する注射 1件につき200円

(225)～(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 略

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (共用部分の性能を低炭素化促進法第54条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、0円)

略

(ウ) 略

イ 略

ウ 住宅(共用部分のあるものを除く。)に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ア)に定める額

エ 略

(315の6)～(315の8) 略

(315の9) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(223) 削除

(224) 略

(225)～(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 略

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(ウ) 略

イ 略

ウ 住宅(共用部分を除く。)に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ア)に定める額

エ 略

(315の6)～(315の8) 略

(315の9) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの (以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 略	略	
2 一戸建ての住宅以外の住宅（ <u>共用部分の性能を建築物省エネ法第30条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、共用部分を除く。</u> ） (1)～(4) 略		

(イ) 略

イ・ウ 略

(315の10) 略

(315の11) 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定め

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの (以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 略	略	
2 一戸建ての住宅以外の住宅（ <u>共用部分を含む。</u> ） (1)～(4) 略		

(イ) 略

イ・ウ 略

(315の10) 略

(315の11) 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定め

る額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 略	略	
2 一戸建ての住宅以外の住宅（ <u>共用部分の性能を建築物エネルギー消費性能基準への適合性の判定に用いない場合</u> にあつては、 <u>共用部分を除く。</u> ） (1)～(4) 略		

(イ) 略
イ・ウ 略
(316)～(328) 略
2 略

る額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 略	略	
2 一戸建ての住宅以外の住宅（ <u>共用部分を含む。</u> ） (1)～(4) 略		

(イ) 略
イ・ウ 略
(316)～(328) 略
2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第147号及び第148号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(調整規定)

- 2 この条例の施行の日が家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第2号）の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第224号の規定の適用については、同号中「豚熱」とあるのは、「豚コレラ」とする。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第29号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件についての<u>特例並びに教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置</u>を定めるものとする。</p> <p>(正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置)</u></p> <p>第7条 <u>義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量その他教育職員の健康及び福祉の確保に関する事項について、適切な管理を行うため必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について<u>特例</u>を定めるものとする。</p> <p>(正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第6条 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第30号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																																																	
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）																																																	
1・2 略		1・2 略																																																	
3 <u>人工授精料及び体外受精料</u>		3 <u>不妊治療料</u>																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体外受精</td> <td></td> </tr> <tr> <td>採卵</td> <td>1件につき 44,550円</td> </tr> <tr> <td>採精</td> <td>1件につき 7,150円</td> </tr> <tr> <td>顕微授精</td> <td>1件につき 38,500円</td> </tr> <tr> <td>初期胚培養</td> <td>1件につき 42,900円</td> </tr> <tr> <td>胚盤胞培養</td> <td>1件につき 56,100円</td> </tr> <tr> <td>新鮮胚移植 (凍結未受精 卵子を用いた 新鮮胚移植を 含む。)</td> <td>1件につき 35,200円</td> </tr> <tr> <td>胚・未受精卵 子凍結保存</td> <td>1件につき 44,000円</td> </tr> <tr> <td>融解胚移植</td> <td>1件につき 66,000円</td> </tr> <tr> <td>未受精卵子融 解</td> <td>1件につき 42,900円</td> </tr> <tr> <td>精子凍結保存</td> <td>1件につき 38,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	略		体外受精		採卵	1件につき 44,550円	採精	1件につき 7,150円	顕微授精	1件につき 38,500円	初期胚培養	1件につき 42,900円	胚盤胞培養	1件につき 56,100円	新鮮胚移植 (凍結未受精 卵子を用いた 新鮮胚移植を 含む。)	1件につき 35,200円	胚・未受精卵 子凍結保存	1件につき 44,000円	融解胚移植	1件につき 66,000円	未受精卵子融 解	1件につき 42,900円	精子凍結保存	1件につき 38,500円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体外受精</td> <td></td> </tr> <tr> <td>採卵・採精</td> <td>1件につき 51,700円</td> </tr> <tr> <td>顕微授精</td> <td>1件につき 38,500円</td> </tr> <tr> <td>初期胚培養</td> <td>1件につき 42,900円</td> </tr> <tr> <td>胚盤胞培養</td> <td>1件につき 56,100円</td> </tr> <tr> <td>新鮮胚移植</td> <td>1件につき 35,200円</td> </tr> <tr> <td>受精卵凍結保存</td> <td>1件につき 44,000円</td> </tr> <tr> <td>凍結受精卵融解・ 移植</td> <td>1件につき 66,000円</td> </tr> <tr> <td>精子凍結保存</td> <td>1件につき 38,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	略		体外受精		採卵・採精	1件につき 51,700円	顕微授精	1件につき 38,500円	初期胚培養	1件につき 42,900円	胚盤胞培養	1件につき 56,100円	新鮮胚移植	1件につき 35,200円	受精卵凍結保存	1件につき 44,000円	凍結受精卵融解・ 移植	1件につき 66,000円	精子凍結保存	1件につき 38,500円
区分	金額																																																		
略																																																			
体外受精																																																			
採卵	1件につき 44,550円																																																		
採精	1件につき 7,150円																																																		
顕微授精	1件につき 38,500円																																																		
初期胚培養	1件につき 42,900円																																																		
胚盤胞培養	1件につき 56,100円																																																		
新鮮胚移植 (凍結未受精 卵子を用いた 新鮮胚移植を 含む。)	1件につき 35,200円																																																		
胚・未受精卵 子凍結保存	1件につき 44,000円																																																		
融解胚移植	1件につき 66,000円																																																		
未受精卵子融 解	1件につき 42,900円																																																		
精子凍結保存	1件につき 38,500円																																																		
区分	金額																																																		
略																																																			
体外受精																																																			
採卵・採精	1件につき 51,700円																																																		
顕微授精	1件につき 38,500円																																																		
初期胚培養	1件につき 42,900円																																																		
胚盤胞培養	1件につき 56,100円																																																		
新鮮胚移植	1件につき 35,200円																																																		
受精卵凍結保存	1件につき 44,000円																																																		
凍結受精卵融解・ 移植	1件につき 66,000円																																																		
精子凍結保存	1件につき 38,500円																																																		
4～11 略		4～11 略																																																	
備考 略		備考 略																																																	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第31号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,366人</u> とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,296人</u> とする。 2 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県内水面利用調整委員会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第32号

鳥取県内水面利用調整委員会条例を廃止する条例

鳥取県内水面利用調整委員会条例（平成15年鳥取県条例第55号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（鳥取県附属機関条例の一部改正）

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県公益認定等審議会	(1) 略 (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第1項に規定する事項	鳥取県公益認定等審議会	(1) 略 (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第1項に規定する事項
		鳥取県内水面利用調整委員会	鳥取県内水面利用調整委員会条例（平成15年鳥取県条例第55号）第2条に規定する事項
略		略	

鳥取県地方卸売市場条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第33号

鳥取県地方卸売市場条例を廃止する条例

鳥取県地方卸売市場条例（昭和46年鳥取県条例第49号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年6月21日から施行する。